

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	広島県 三次市

三次市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 三次市 産業振興部 農政課 農林振興係
所在地 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
電話番号 0 8 2 4 - 6 2 - 6 1 6 3
F A X 番号 0 8 2 4 - 6 4 - 0 1 7 2
メールアドレス nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ヌートリア、アライグマ、カワウ、カラス、ツキノワグマ、その他鳥獣類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	三次市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	16,471千円	16.33ha
	果樹	145千円	0.01ha
ニホンジカ	水稲	265千円	0.26ha
	果樹	1,649千円	0.11ha
サル	果樹、野菜	—※1	—※1
ヌートリア	水稲	44千円	0.04ha
アライグマ	果樹、野菜	—※1	—※1
カワウ	アユ、ハヤ、その他魚類	—※2	—※2
カラス	果樹	2,252千円	0.14ha
ツキノワグマ	果樹	—※1	—※1
その他鳥獣類	果樹	392千円	0.02ha
合計		21,218千円	16.90ha

※1 サル・アライグマ、ツキノワグマについては、被害報告はあるが、算定には至っていない。

※2 カワウについては、広島県農林水産局水産課の算定値では、広島県北部地域の令和6年度被害金額が8,900千円（アユ被害）とされている。（市町別の被害金額は算定されていない。）

(2) 被害の傾向

<p>三次市における鳥獣被害額は高止まり傾向にあり、令和6年度の被害額は21,218千円となっており、地域の農林水産業に与える影響は深刻化している。特にイノシシやニホンジカについては、生息域の拡大により、農地だけでなく生活環境への影響も発生している。</p> <p>○イノシシ：市内全域で出没（出没時期：年中） イノシシによる農業被害面積および被害額は、近年減少傾向にあるものの、農業以外にも甚大な被害をもたらしている。農作物だけでなく、畦畔や農業用施設の掘り起こし等による被害は深刻で、その復旧には多くの労力を要している。</p> <p>○ニホンジカ：市内全域で出没（出没時期：年中） 近年は被害額および被害面積が減少傾向にあるが、水稲や野菜の食害が多く、自動車との衝突による生活被害も深刻化している。地域での対策強化が求められており、現場の負担も大きい。</p> <p>○サル：市内全域で出没（出没時期：年中） 単独個体は市内各地に時折出没するが、群れとしての分布は市北西部および南東部に集中している。被害の報告はあるものの、被害額の算定には至っていない。</p> <p>○ヌートリア：市内全域で出没（出没時期：年中） 市内全域に分布しており、水稲や野菜の食害が報告されている。</p>

○アライグマ：市内全域で出没（出没時期：年中） 市内全域に生息している。果樹を中心とした食害が報告されているが、被害額の算定には至っていない。
○カワウ：市中部に大規模コロニーが存在、市内河川全域で出没（出没時期：年中） 主に春から秋にかけて、アユを中心とした食害が発生している。特に稚魚放流後の被害は甚大である。いくつかのコロニーやねぐらを把握しているものの、効果的な被害防止対策には至っていない。
○カラス：市内全域で出没（出没時期：年中） カラスによる被害は主に果樹の食害である。また、集団での鳴き声や糞による生活環境への影響も見られる。これまで、箱わな設置やレーザー光線の照射など試験的な防除対策を実施してきたが、決定的な効果は得られていない。
○ツキノワグマ：市内全域で出没（出没時期：春～秋） 柿、リンゴ、ナシなどの果樹被害が報告されているが、被害額の算定には至っていない。生息域は拡大傾向にあり、市全域で人的被害の可能性が高まっている。
○その他鳥獣類：市内全域で出没（出没時期：年中）

(3) 被害の軽減目標（被害金額及び被害面積）

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害金額（千円）	被害面積（ha）
イノシシ	16,616	16.34	9,304	8.82
ニホンジカ	1,914	0.37	574	0.02
サル	—※1	—※1	—	—
ヌートリア	44	0.04	22	0.02
アライグマ	—※1	—※1	—	—
カワウ	—※2	—※2	—	—
カラス	2,252	0.14	653	0.03
ツキノワグマ	—※1	—※1	—	—
その他鳥獣類	392	0.04	301	0.02
計	21,218	16.93	10,854	8.91

- ※1 サル・アライグマ、ツキノワグマについては、被害報告はあるが、算定には至っていない。
 ※2 カワウについては、広島県農林水産局水産課の算定値では、広島県北部地域の令和6年度被害金額が8,900千円（アユ被害）とされている。（市町別の被害金額は算定されていない。）

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	三次市有害鳥獣駆除班（以下、駆除班という。）による捕獲を推進しており、駆除班に対して、年間活動補助金、捕獲補助金、出勤手当、備品管理手当、駆除活動中の猟犬の事故による治療費補助・弔意給付金を交付している。また、ICT捕獲機材を活用したモデ	近年、本市管内においては狩猟免許の取得者が増加傾向にあるが、高齢者の割合が大きく、より多くの駆除班員や狩猟者の担い手を確保するため、引き続き狩猟免許の取得支援等を実施することが必要である。 有害鳥獣の生息範囲が拡大してい

	<p>ル集落を設置し、専門家と連携して指導にあたり、集落主体の捕獲にも取り組んでいる。</p> <p>特定外来生物であるヌートリア・アライグマについては、防除実施計画に基づく防除従事者を養成し、農作物及び生態系への被害防止に取り組んでいる。</p>	<p>るなかで、農家等からの駆除要望に迅速に対応できない場合もあるため、集落主体の捕獲活動を推進していく必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>個人又は集落単位で実施する被害防護柵設置を推進するため、防護柵の資材費に対する補助制度を設けている。</p>	<p>網目が大きいワイヤーメッシュ柵等、効果の薄い防護柵が設置されている事例が見受けられるため、研修会や出前講座を活用し、正しい知識を周知していく必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>県のスキルアップ研修を受講した職員による指導、研修会や市広報等を通じて、個人及び集落での適正な侵入防止柵の管理等に係る普及・啓発を行っている。</p>	<p>高齢化等に伴い、鳥獣の潜み場となる耕作放棄地や放任果樹が増加し、市街地等の人里へ出没する事例が発生しているため、耕作放棄地や放任果樹を減らしていく必要がある。</p>

(5) 今後の取組

<p>(1) 集落での効果的な被害防止対策の普及・啓発</p> <p>鳥獣被害の軽減に向けて、引き続き、集落ぐるみの効果的な被害防止対策を推進するため、集落での狩猟免許取得の推進、ICT捕獲機器を活用した集落での捕獲活動の支援、研修会や市広報等を通じて普及・啓発を実施する。</p> <p>(2) 個人・集落による被害防止対策の実践</p> <p>個人及び集落の侵入防止対策、緩衝帯の設置や放任果樹の伐採等の環境改善、捕獲に対する補助事業を継続して実施する。</p> <p>(3) 駆除班等による駆除</p> <p>個人及び集落による被害防止対策を講じても被害が防止できない場合については、被害状況の確認及び被害対策の現地指導等を行い、駆除班等による駆除を実施する。</p> <p>(4) 狩猟者の育成</p> <p>狩猟者の育成については、狩猟免許取得等の支援や県猟友会等が開催する研修会等を広く周知する。また、令和5年度より、狩猟に興味がある人を対象に、専門家による捕獲に関する講習会を開催しており、引き続き新たな狩猟者の確保・育成を図る。</p> <p>(5) 特定外来生物の駆除</p> <p>特定外来生物であるヌートリア・アライグマについては、防除実施計画に基づき、引き続き、防除従事者の養成に取り組み、防除体制の強化を図る。</p> <p>(6) カワウの駆除</p> <p>カワウについては、県・関係市町・江の川漁業協同組合・駆除班・猟友会等の連携を強化し、広島県の第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画に基づき対策を推進する。また、カワウのコロニー・ねぐら等に対して、生息数管理対策を実施する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ	三次市有害鳥獣駆除班、捕獲許可者で駆除を実施する。
ニホンジカ	〃
サル	〃
ヌートリア	三次市有害鳥獣駆除班、防除実施計画に基づく防除従事者、捕獲許可者で駆除を実施する。
アライグマ	〃
カワウ	広島県、江の川漁業協同組合、三次市有害鳥獣駆除班等で連携した体制により駆除を実施する。
カラス	三次市有害鳥獣駆除班、捕獲許可者で駆除を実施する。
ツキノワグマ	三次市有害鳥獣駆除班、捕獲許可者により臨時的に駆除を実施する。
その他鳥獣類	三次市有害鳥獣駆除班、捕獲許可者で駆除を実施する。
※大型獣の有害捕獲を行う場合には、半矢等を防ぐ観点からライフル銃を所持させる。	

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル ヌートリア アライグマ カワウ カラス ツキノワグマ その他鳥獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・集落における駆除従事者を確保するため、ICT捕獲機材を活用する。 ・狩猟者の担い手を育成するため、狩猟免許取得の支援や県猟友会等が開催する研修会等を広く周知する。 ・特定外来生物の防除従事者を育成するため、実施計画に基づく講習会を実施する。 ・ツキノワグマによる被害を防ぐため、集落に執着する個体の早期発見と臨時的な捕獲に向けてこまめな情報収集を行う。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<p>広島県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲活動を推進し、着実な被害減少を目指す。捕獲計画数については、駆除班、捕獲許可者、防除実施計画に基づく防除従事者、江の川漁業協同組合の近年の実績等を踏まえて設定する。</p>			
対象鳥獣	駆除頭数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ (頭)	1,676	1,569	1,072
ニホンジカ (頭)	776	904	1,104
サル (頭)	8	1	3
ヌートリア (頭)	37	19	34
アライグマ (頭)	114	131	149
カワウ (羽)	349	435	359
カラス (羽)	11	27	37
ツキノワグマ	3	10	5
<p>※ツキノワグマの捕獲頭数は、いずれも錯誤捕獲である。</p>			

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ (頭)	2,150	2,150	2,150
ニホンジカ (頭)	1,500	1,500	1,500
サル (頭)	30	30	30
ヌートリア (頭)	100	100	100
アライグマ (頭)	180	190	200
カワウ (羽)	500	500	500
カラス (羽)	200	200	200
ツキノワグマ	0	0	0

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ・ニホンジカ・サル・カラスについては、市内全域の里山や農地周辺に出没する加害個体を、駆除班による銃器及び罠での捕獲、捕獲許可者による罠での捕獲を実施する。</p> <p>アライグマ・ヌートリアについては、農林水産物被害だけではなく生態系への被害も懸念されるため、市内全域において、駆除班による銃器及び罠での捕獲、特定外来生物の防除実施計画に基づく防除従事者による罠での捕獲を実施する。</p> <p>カワウについては、広島県、江の川漁業協同組合、駆除班等と連携し、コロニー、ねぐら、飛来地（採食地）において、銃器による捕獲を実施する。</p> <p>ツキノワグマについては、臨時的な捕獲を想定しているため捕獲計画数は0とする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣の有害捕獲を行う場合には、半矢等を防ぐ観点からライフル銃の使用が必要である。また、ニホンジカの捕獲に際しては、遠射を必要とする場面があり、命中精度等考慮し、ライフル銃の使用が必要である。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし (既に権限移譲済)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ サル ヌートリア アライグマ ツキノワグマ その他鳥獣類	[種類] 電気柵・金網・トタン [規模] 延長150,000m [場所] 市内各地域	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ サル ヌートリア アライグマ ツキノワグマ その他鳥獣類	県のスキルアップ研修を受講した職員や(一社)広島県鳥獣対策等地域支援機構による指導や、研修会や市広報等を通じて、個人及び集落での適正な侵入防護柵の管理等に係る普及・啓発を行う。	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル ヌートリア アライグマ ツキノワグマ その他鳥獣類	緩衝帯の設置、鳥獣の潜み場となる藪の刈払い、放任果樹の除去、作物残さや未収穫野菜の適正処分等、集落が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない総合的な環境づくりのための体制整備を推進する。
令和9年度	同上	同上

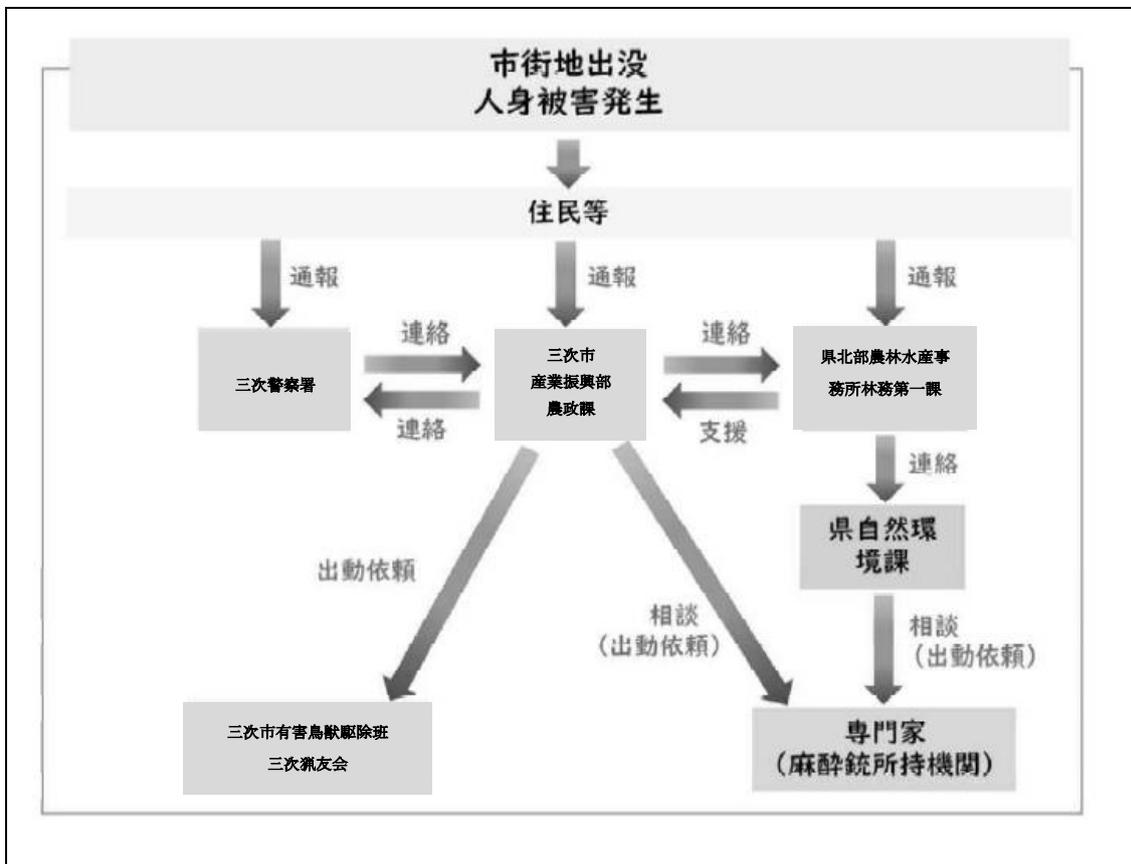
令和10年度	同上	同上
--------	----	----

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三次市（産業振興部農政課）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保、関係機関との相互連絡。 ・追い払い又は有害鳥獣捕獲申請・許可のうえ、駆除班に銃器以外の方法により捕獲を要請する。 ・緊急銃猟の実施時は、猟友会から推薦された捕獲者に捕獲を要請する。
三次市有害鳥獣駆除班	<ul style="list-style-type: none"> ・市との相互連絡。 ・有害鳥獣の捕獲及び追い払いの実施。
広島県北部農林水産事務所（林務第一課）	<ul style="list-style-type: none"> ・市との相互連絡。 ・必要に応じて、県自然環境課を通して県動物愛護センターに出動を依頼する。
三次警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保、市との相互連絡。 ・原則に抛りがたい場合で、不測の事態が生じて、警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応。
三次猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟の実施時は、市から要請を受け捕獲を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

引き続き、生態系に影響しないような適正な方法による埋設または市環境クリーンセンターでの焼却を基本とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在は、自家消費あるいはジビエ食等肉利用が中心であるが、様々な利活用のニーズを把握し、有効活用に向けた調査及び研究を進める。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設運営管理上の課題や処理肉の販売ルートの開拓方法等について情報収集を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

国のジビエ(野生鳥獣の肉)の衛生管理に関するガイドラインに沿った安全対策を踏まえ、市内の民間事業者、駆除班、猟友会等と連携し、捕獲等をした対象鳥獣の食肉、ペットフード、皮革等としての利用の推進に向けた取組が実施できるように努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害対策協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	三次市有害鳥獣駆除対策協議会
------------	----------------

構成機関の名称	役割
三次市	施策の立案、施策の実施指導、被害実態調査等
広島県猟友会三次地区	被害・防除対策への協力等
三次市農業委員会	耕作放棄地の適正管理及び地域の点検等
ひろしま農業協同組合(三次地域)	情報提供と被害対策への協力等
ひろしま農業協同組合(庄原地域)	情報提供と被害対策への協力等
広島県農業共済組合	情報提供と被害対策への協力等
三次地方森林組合	情報提供と被害対策への協力等
甲奴郡森林組合	情報提供と被害対策への協力等
江の川漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力等
広島県鳥獣保護管理員	鳥獣被害に関する助言・指導等
三次市有害鳥獣駆除班	捕獲の実施(銃猟・わな猟)等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県庄原市・安芸高田市・東広島市・府中市・世羅町 島根県邑南町・美郷町・飯南町	鳥獣被害防止等に関する情報提供等
広島県北部農林水産事務所 (林務第一課自然保護係) (農村振興課産地推進係)	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供等
広島県北部農業技術指導所	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供等
広島県農林水産局水産課	カワウに関する被害防止技術の情報提供等
三次警察署	人身被害等の連絡体制の構築等
(一社) 広島県鳥獣対策等地域支援機構	鳥獣被害防止等に関する情報提供及び被害防止対策の指導・協力等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市産業振興部農政課、各支所の有害鳥獣担当者を鳥獣被害対策実施隊員（令和7年度26名）として位置付け、農家等からの被害通報に対して、被害状況の確認や効果的な防護柵設置方法の指導等の初動対応を担うとともに、駆除による対応が必要と判断した場合には、駆除班との連絡調整を図り駆除を要請する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

三次市有害鳥獣駆除対策協議会が中心となり、集落ぐるみの効果的な被害防止対策の普及啓発に取り組み、各種団体等と連携した被害防止対策を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近年、野生動物の生息域の拡大により、農林水産物の被害だけではなく、生活環境等の被害も懸念されるため、関係機関及び関係部署との連携を強化し、被害の現状を十分に把握した上で、総合的な被害防止対策を推進する。